

船橋市職員のコンピュータの不適正使用に伴う懲戒処分に係る基準

職員のコンピュータの不適正使用に伴う懲戒処分については、以下を基準として判断する。

1. コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

2. 処分量定の加重、又は減免

処分の具体的な量定の決定に当たっては、

ア 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。

イ 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。

ウ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。

エ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。

オ 過去に非違行為を行っているか。

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。個別の事案の内容によっては、上記に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。

この基準は、平成25年3月25日以降に発生した事案に係る懲戒処分について適用する。